

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請

提出書類のチェックリスト

R5. 12～

以下の書類を各3部ご提出ください。※本チェックリストは市HP及び兵庫県住宅建築総合センターHPからもダウンロードできます。

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター、神戸市住宅政策課、神戸市高齢福祉課で各1部使用します。

チェック	提出書類	備考
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条関係		
□	登録申請書	登録申請書は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」より作成してください https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html
	【別記様式第一号】	「神戸市長宛」ではなく、「公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長宛」の申請としてください 下記リンクの様式をご利用ください http://www.hyogo-jkc.or.jp/jkc/koreisumai/y01_kobe.doc
	【別添1, 2】役員名簿	
	【別添3】住宅の規模並びに構造及び設備等	
	【別添4】サービスの内容	
	システム独自項目	
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条および第8条関係		
※ □ □省略	各階平面図	
※ □ □省略	加齢対応構造等を表示した書類(図面等)	
※ □ □省略	加齢対応構造等のチェックリスト	「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください 【本則基準(別紙2①)】または【準ずる基準(別紙2②)】(本則基準を満たすことができない既存改修の場合) https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	入居契約に係る約款(入居契約書)	【参考とすべき入居契約書】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	【入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	(神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針による)重要事項説明書	住宅が有料老人ホームに該当する場合 「有料老人ホームについて(下記リンク)」をご覧ください https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html
□	サービスに係る約款(サービス契約書)	
※ □ □省略	委託契約に係る書類	住宅の管理又はサービスの提供を委託する場合
□	銀行等との連帯保証契約書等(前払い金の保全措置)	
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条関係		
	サービス提供者についての確認書類 (①または②のいずれか)	体制は開設時のもの
□	① サービス提供者が医療法人、社会福祉法人、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等の職員の場合	
□	サービス提供者の雇用契約書	雇用ができていない場合は誓約書(任意様式)が必要となります
□	法人の設立認可書	医療法人または社会福祉法人の場合
□	事業者の指定を受けたことを証する書類	居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等の場合
	② ①以外の場合	
□	資格証	医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、 介護支援専門員の場合
□	研修の修了証	訪問介護に関する2級課程修了者などの場合
□	通報する装置の設置状況がわかる書類 (図面等に設置箇所を示すこと)	常駐者のいない時間がある場合
その他		
□	神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請 提出書類のチェックリスト	本紙
□	委任状	登録申請者が代理人を定める場合 任意様式で作成してください

※印の添付書類については、既に提出済みの書類に変更がない場合、更新時に書類の提出を省略することができます。
既に提出済みの書類に変更がなく提出を省略する書類には、省略のボックスにチェックしてください。